

鳥取労働局発表
令和2年7月30日

担当 鳥取労働局雇用環境・均等室
室長 周藤 明美
指導係長 山田 和広
電話 (0857) 29-1709

「いじめ・嫌がらせ」の相談がさらに増加

—令和元年度個別労働紛争解決制度の利用状況—

鳥取労働局（局長 いしだ さとし 石田 聡）では、このたび、「令和元年度個別労働紛争解決制度の利用状況」をまとめましたので公表します。「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止と職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図るための制度で、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法により対応しています。

鳥取労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナー（県内4か所）に寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんを的確に運用するなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に取り組んでいきます。

【ポイント】

1. 総合労働相談、あっせん申請件数は前年度より増加

- ・総合労働相談件数 6,300件（前年度5,254件、前年度比19.9%増）
うち民事上の個別労働紛争相談件数 1,795件（前年度1,807件、前年度比0.7%減）
- ・助言・指導申出件数 56件（前年度75件、前年度比25.4%減）
- ・あっせん申請件数 28件（前年度24件、前年度比16.6%増）

2. 民事上の個別労働紛争に関する相談は、「いじめ・嫌がらせ」が508件と最多、次いで「自己都合退職」（346件）、「解雇」（338件）となり、この3項目が相談件数の5割近くを占める。

（主な相談内容の内訳）

- ・「いじめ・嫌がらせ」 508件 20.2%（前年度443件、前年度比14.7%増）
- ・「自己都合退職」 346件 13.7%（前年度320件、前年度比8.1%増）
- ・「解雇」 338件 13.4%（前年度252件、前年度比34.1%増）
- ・「労働条件の引き下げ」 205件 8.1%（前年度213件、前年度比3.8%減）
- ・「退職勧奨」 128件 5.1%（前年度116件、前年度比10.3%増）
- ・「出向・配置転換」 82件 3.3%（前年度71件、前年度比15.4%増）
- ・「募集・採用」 76件 3.0%（前年度18件、前年度比422%増）
- ・「賠償」 65件 2.6%（前年度85件、前年度比23.6%減）
- ・「懲戒処分」 50件 2.0%（前年度44件、前年度比13.6%増）
- ・ほか 719件 28.6%（前年度623件、前年度比15.4%増）

- ※ 「総合労働相談」・・・労働問題のあらゆる分野について、労働者、事業主問わず、専門の相談員が面談あるいは電話により情報提供・相談に応じるもの。県内3か所の労働基準監督署（鳥取・米子・倉吉）及び労働局に「総合労働相談コーナー」を設置。
- 「助言・指導」・・・民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対し、その紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度
- 「あっせん」・・・紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより紛争の解決を図る制度。紛争当事者の間に公平・中立な第三者として労働問題の専門家が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者に対して、事案に応じた具体的なあっせん案を提示。

【別添資料】

個別労働紛争解決制度の利用状況

個別労働紛争解決制度の利用状況

鳥取労働局

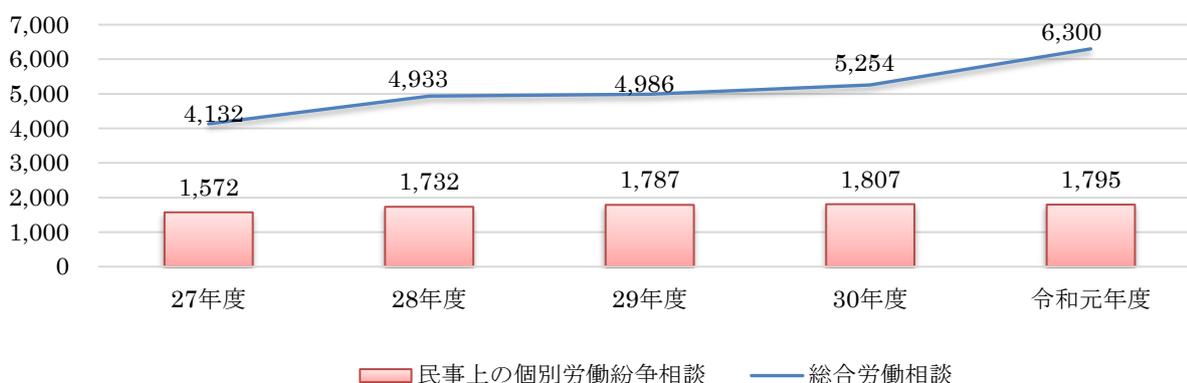
1 総合労働相談の状況

鳥取労働局では、労働局内及び県内3カ所の労働基準監督署内に労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。

相談件数の総数は、近年は4,000件台を推移していましたが、平成30年度には5,000件台に達し、令和元年度にはさらに増加し6,000件台に達して、過去5年間で最多となりました。

しかし、労働基準法上の違反を伴わない、いじめ・嫌がらせや不当解雇など、いわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（「個別労働紛争相談」）は1,795件（前年度1,807件）であり、前年度よりわずかに減少しました（第1図）。

第1図 個別労働紛争相談件数の推移

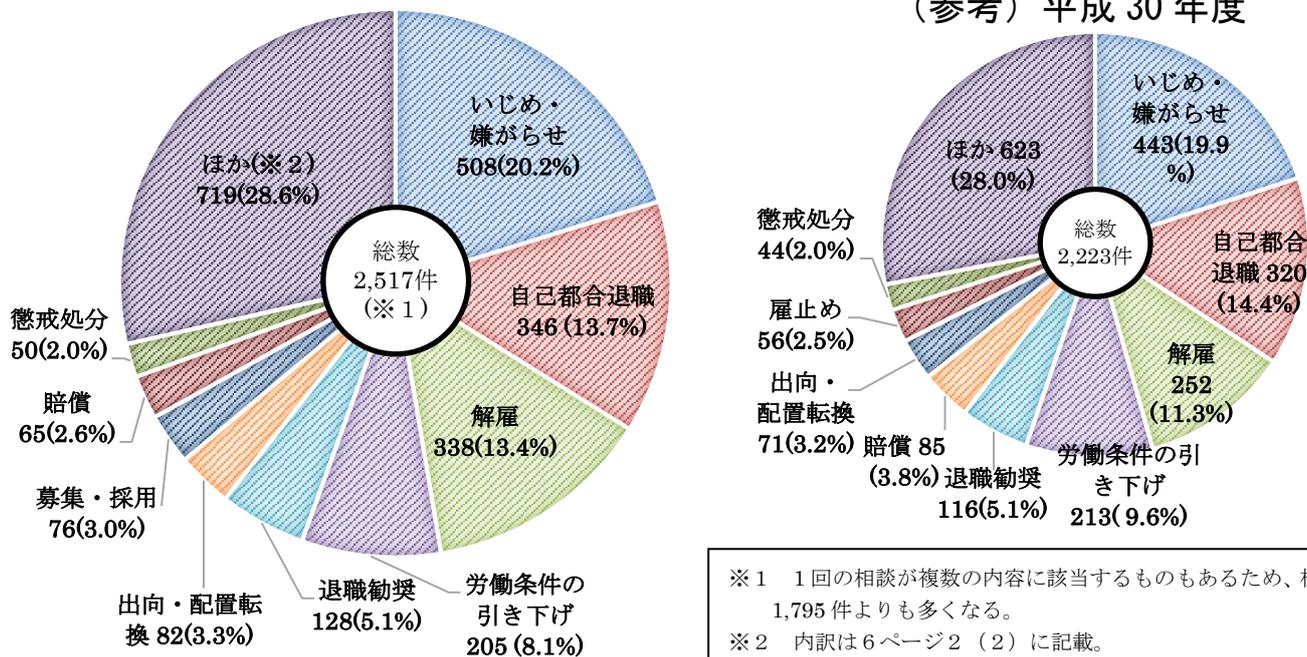


2 個別労働紛争の相談内容

(1) 相談内容別

令和元年度に寄せられた個別労働紛争相談の主な内容は、前年度に引き続き、「いじめ・嫌がらせ」(508件)「自己都合退職」(346件)、「解雇」(338件)が多く、これら3種はいずれも増加の傾向がみられます（第2図）。

第2図 令和元年度 個別労働紛争相談の主な内容別の割合
(参考) 平成30年度



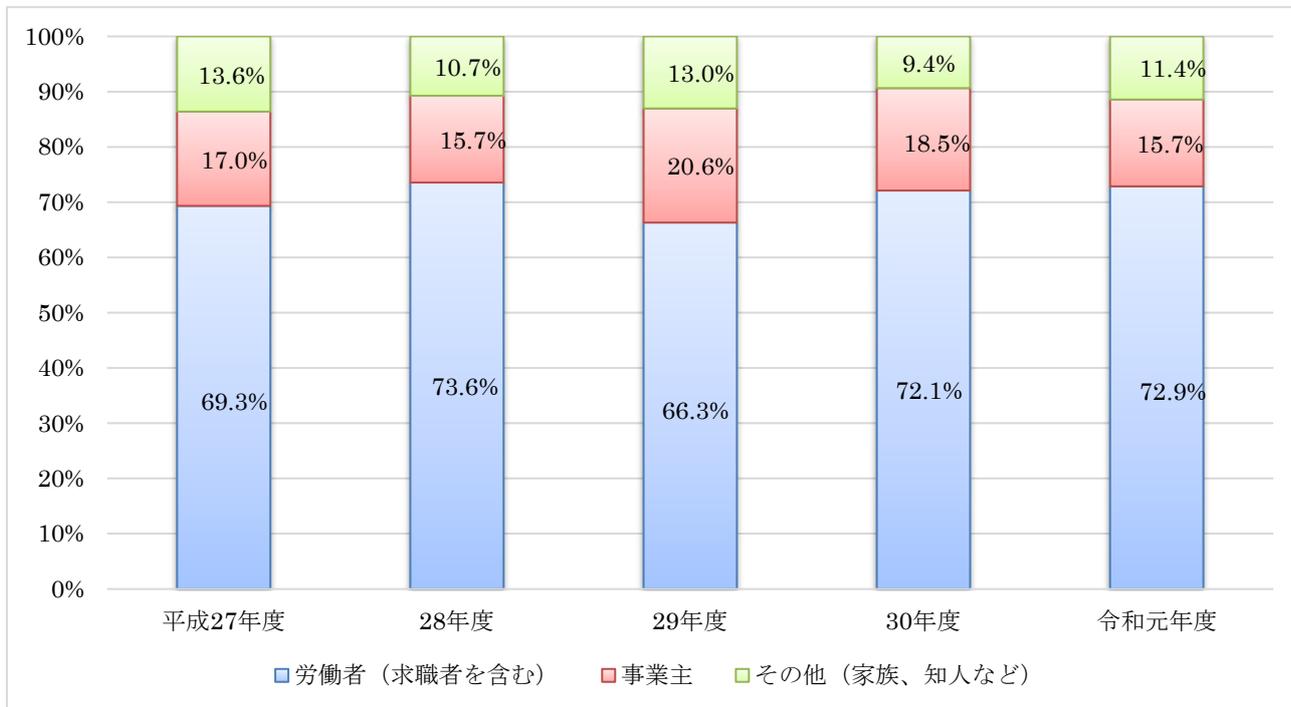
※1 1回の相談が複数の内容に該当するものもあるため、相談件数1,795件よりも多くなる。

※2 内訳は6ページ2(2)に記載。

(2) 相談者の種類別の割合

令和元年度に個別労働紛争に関する相談をした相談者の割合は、労働者（求職者を含む。）が72.9%（1,308件）と大半を占め、事業主からの相談は15.7%（282件）、その他（家族・知人など）が11.4%（205件）となっており、労働者からの相談が大半を占めるという状況は例年と変わりません（第3図）。

第3図 個別労働紛争相談の相談者構成の推移

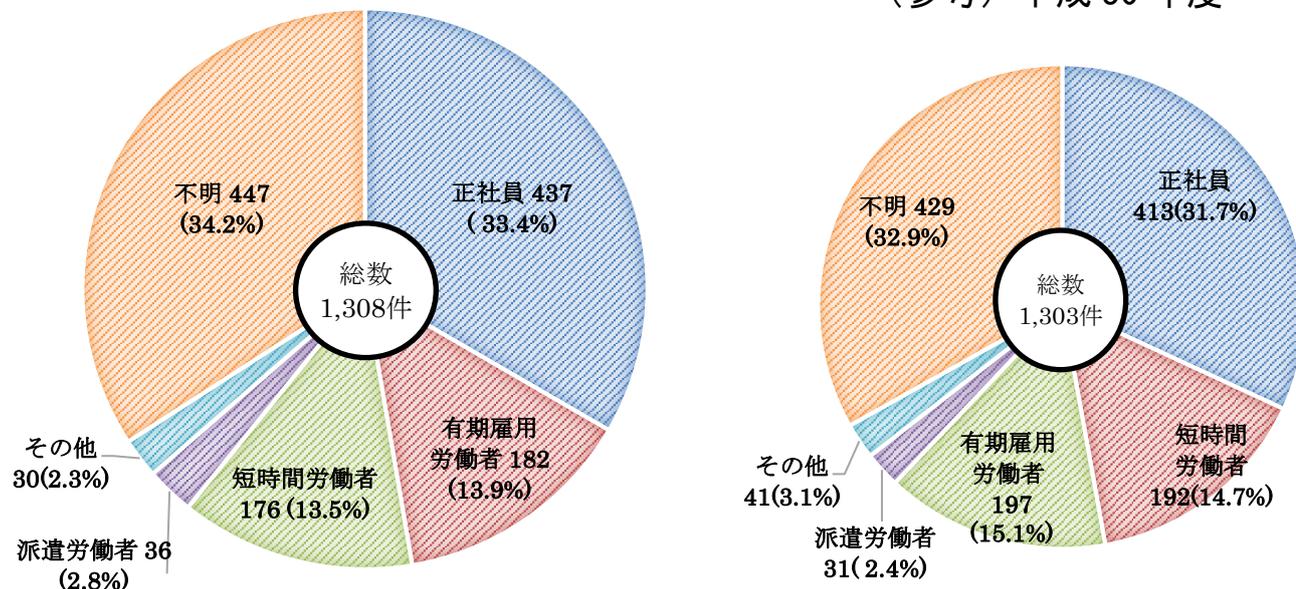


(3) 個別労働紛争における労働者の就労形態の割合

令和元年度の個別労働紛争に関する相談をした労働者の就労状況別割合を見ると、正社員が437人（全体の33.4%）と最も多く、その割合は平成30年度と比べてほとんど変化はありませんが、有期雇用労働者と短時間労働者の割合の逆転がみられました（第4図）。

第4図 令和元年度 個別労働紛争相談における労働者の就労状況別の割合

(参考) 平成30年度

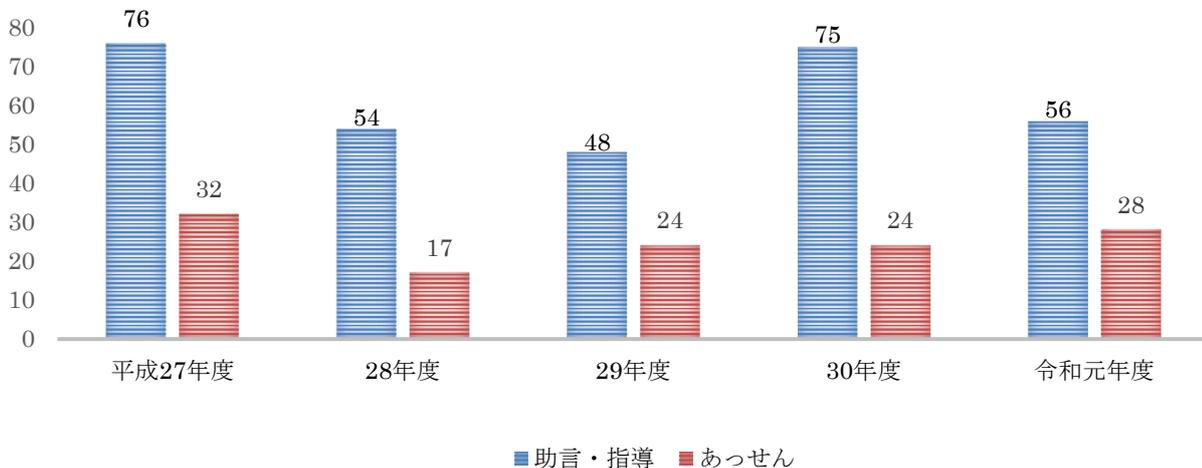


3 鳥取労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの申請状況

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するために、個別労働紛争解決制度において労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会のあっせんによる解決援助サービスを提供しています。

令和元年度における助言・指導の申出件数は56件、あっせん申請件数は28件となり、助言・指導申出件数は減少したものの、あっせん申請件数は増加しました（第5図）。

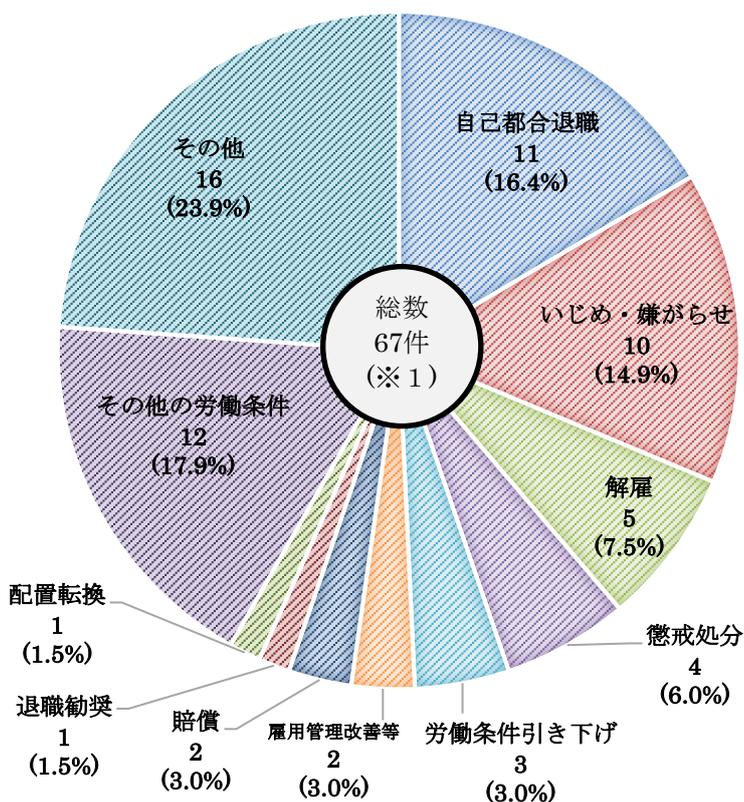
第5図 助言・指導及びあっせんの受付件数の推移



4 鳥取労働局長による助言・指導

令和元年度に受理した助言・指導の申出の主な内容は、「自己都合退職」が11件（16.4%）「いじめ・嫌がらせ」10件（14.9%）、「解雇」5件（7.5%）、「労働条件引き下げ」3件（4.5%）、などとなっています（第6図）。

第6図 令和元年度 助言・指導の申出内容別の割合



【助言・指導とは】
個別労働紛争の問題点を指摘し、紛争当事者に対して解決の方向を示唆することにより、自主的に紛争を解決することを促進する制度です。

※1 1回の申出が複数の内容に該当するものもあるため、申出件数56件よりも多くなる。

